## 申請者

18歳以上の方は、電子申請不可 別府市障害福祉課窓口で申請



電子申請

(申請情報、判定調査票の聞き取り、写真添付)

別府市障害福祉課

受付完了後、申請者へ連絡(メール)



大分県中央児童相談所



大分県中央児童相談所より申請者へ日程調整の連絡(おおむね1ヵ月を要する見込みです)



程度判定(大分県中央児童相談所)

## 精神能力の程度の判定

- ・標準化された個別的**知能検査**による 知的能力の判定
  - →IQ(最重度、重度、中程度、軽度)
- ・標準化された**社会生活能力検査**による 社会生活能力(身辺自立、移動、作業、 コミュニケーション、集団参加、自己統制) の判定
- →SQ(最重度、重度、中程度、軽度)

## **介護指導度**の 程度の判定

定められた表に従い、 行動面・保健面に ついて介護指導度の 程度を判定

→Ⅲ、Ⅱ、Ⅰ、0段階



療育手帳、結果を送付

別府市障害福祉課



療育手帳の交付通知書を送付

申請者

障害福祉課窓口に手帳の受け取りに必要なものを持ってお越しください

- ·別府市役所 障害福祉課 別府市上野口町1番15号
- ·大分県中央児童相談所 大分市荏隈町2丁目3番1号

0977-21-1413 097-544-2016